

商店街にぎわい施設・設備整備事業

1 趣 旨

商店街が地域コミュニティ、買い物機能の維持・強化のために行う賑わいづくりや安心・安全の確保のための施設整備を後押しする。

2 事業内容

補助対象事業	① 防犯カメラ、街路灯、緊急放送設備、危険防止施設など、商店街のコミュニティ機能の強化に役立つ施設の整備 ② 一括免税カウンター、イートインスペースの整備等の戦略的なにぎわいづくり、休憩所、ベンチ、トイレなど、商店街の集客に効果がある施設の整備
補助対象者	商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、商工会、商工会議所等
補助率	<① 防犯カメラの新設> 1/2以内（且つ市町村が補助する額の1.5倍以内） <② 防犯カメラの新設以外の整備> 1/3以内（且つ市町村が補助する額の範囲内）
限度額	2,000千円（下限：200千円）
備考	・京都市内に所在する団体は直接補助 ・その他の市町村に所在する団体は市町村間接補助
スケジュール（見込み）	3月～ 希望調査実施 6月～ 内示 内示後1ヶ月以内 交付申請書の提出